第１９号議案

　　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

　目次中「第５０条」の次に「・第５１条」を加える。

　第５０条を第５１条とし、第６章中同条の前に次の１条を加える。

　（電磁的記録）

第５０条　家庭的保育事業者等およびその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、電磁的記録に係る規定を整備する必要がある。